

資料 2 - 1

令和 6 年度使用教科用図書無償給与説明会資料

「一般図書・教科用特定図書等」について

福島県教育委員会

現在、義務教育諸学校に在籍する児童生徒が使用する教科書は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律」によって、無償で給与されることとなっています。

また、学校教育法附則第 9 条では、**特別支援学校**や**特別支援学級**などにおいて、文部科学省の検定済教科書（検定本）、文部科学省著作の検定教科書以外の教科書（視覚障がい者用・聴覚障がい者用・知的障がい者用の☆本）を使用することができるとされています。しかし、適切な教科書がないなど特別な場合には、これらの教科書以外の図書（**一般図書**いわゆる絵本本等）を教科書として使用することができます。

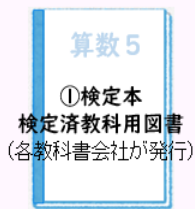
そして「障害のある児童及び生徒のための**教科用特定図書等**の普及の促進等に関する法律（教科用特定図書等普及促進法）」により、**通常学級**に在籍する視覚に障がいのある児童生徒にも「**教科用拡大図書（拡大教科書）**」と「**教科用点字図書（点字教科書）**」が無償で給与されるようになりました。

つまり、児童生徒の実態に応じて、**①文部科学省検定済教科書（検定本）** **②文部科学省著作教科書** **③一般図書（絵本本）** **④拡大教科書（検定本・一般図書）** **⑤点字教科書（検定本・一般図書）** のいずれかが無償給与されることとなっています。

「拡大教科書等」については、特別支援学校・学級用と通常学級用で無償給与の根拠となる法令、事務処理が異なるため、需要数報告や受領冊数の集計の際、特に学級の誤りがないよう留意することが必要です。

教科用図書等について

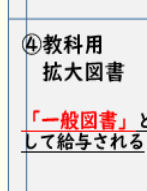
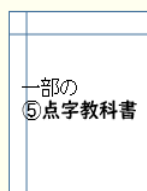
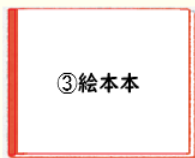
(1) 「文部科学大臣の**検定**を経た教科用図書」 (2) 「文部科学省が**著作**の名義を有する教科用図書」



- ・視覚障がい者用 (点字版)
- ・聴覚障がい者用 (言語指導・言語)
- ・知的障がい者用 (☆本)

学校教育法第 34 条第 1 項
 小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。
 (中学校第 49 条・特別支援教育第 82 条によりこれを準用)

(3) 「教科用図書以外の絵本等の**一般図書**」



※**特別支援学校・特別支援学級**に在籍する障がいのある児童生徒に対して給与される。

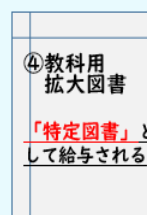
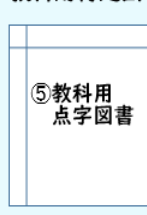
学校教育法附則第 9 条
 特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第 34 条第 1 項の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第 34 条第 1 項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。

「拡大教科書等」については、無償給与の根拠となる法令が異なるため **事務処理が異なる**。
 (手続きは、資料 2-2 参照)

※検定済教科書の下学年使用についても規定

(4) 「**教科用特定図書等**」

視覚障がいだけでなく、その他障がいのある児童及び生徒の学習の用に供するため作成した教材であって教科書に代えて使用し得るもの
(音声教材等を含む)
 発達障がい等により文字や図形等を認識することが困難な児童生徒に向けた教材



※**小中学校の通常学級**に在籍する障がいのある児童生徒に対して給与される。

「**障害のある児童及び生徒のための教科用図書等の普及の促進等に関する法律**」
 小中学校・高等学校の通常学級において、障害のある児童及び生徒が検定教科用図書等に代えて教科用特定図書等を使用することができるよう配慮。

次に、「拡大教科書」の給与について、Q&Aの形式で紹介します。

Q：「拡大教科書」とは、何ですか。

A： 「拡大教科書」とは、視覚障がいのある児童生徒のために検定済教科書等の文字や図形を拡大等して複製し、発行しているものです。

Q：「拡大教科書」とは、どのような児童生徒に給与されるのですか。

A： 給与対象となるのは、国立大学法人・公・私立の小・中学校（義務教育学校、中等教育学校の前期課程を含む）及び特別支援学校（小・中学部）に在籍する児童生徒で、視覚に障がいがあり、他の児童生徒に比べて通常の検定済教科書の文字、図形等の視覚による認識に相当程度の時間を要する等、学習に困難をきたす児童生徒です。ただし、眼鏡等で視力を矯正できる児童生徒は対象となりません。

Q：給与される「拡大教科書」とは、どのようなものですか。

A： 給与される「拡大教科書」は、給与対象となる児童生徒が在籍している学校において使用する検定済教科書と同一の内容の拡大教科書です。

また、給与される種類及び冊数については、他の児童生徒が給与される検定済教科書の種類及び冊数に準ずるものとし、拡大教科書が給与された教科については、通常の検定済教科書は給与されません。

A： 「拡大教科書」には、教科書発行者及び民間拡大教材製作会社が発行する標準拡大教科書とボランティア団体等が発行する拡大教科書があります。ボランティア団体は、全国に数多くありますが、これまでに福島県において拡大教科書や点字教科書の給与実績のある発行所は、別紙の一覧表のとおりです。

Q：「拡大教科書」の給与を希望する場合は、どのような手続きが必要ですか。

A： まずは、給与を希望する児童生徒が在籍する学校は、当該学校を所管する市町村教育委員会へ相談してください。給与対象と認定されれば、市町村教育委員会が必要な手続きを進めるようになります。その手続きを簡単に紹介します。

① 学校または市町村教育委員会は、児童生徒の障がいの状態に標準拡大教科書の文字のポイント数や様式が合うかを検討します。（判断に迷う場合は、視覚支援学校のセンター的機能を活用することができます。）

障がいの状態に合わない場合は、ボランティア団体に依頼することになります。ボランティア団体等と連絡を取り合い、給与対象となる児童生徒の実態に応じた拡大教科書の作成が可能であるかどうかを確認し、給与対象者数、給与拡大教科書の種類、冊数、作成内諾をとった発行者等を各教育事務所を通じて県教育委員会に報告してください。

② 県教育委員会は、県内の市町村教育委員会等から提出された拡大教科書の必要部数等を集計し、文部科学省に報告します。

③ 文部科学省は、報告のあった拡大教科書発行者と購入契約を結び、購入した拡大教科書を給与対象者が在籍する学校の設置者に無償で給付します。

④ 当該学校の設置者は、国から給付された拡大教科書を給与対象者に無償で給与します。

Q: 通常学級における「拡大教科書」給与対象者が転校するときの手続きはどのようにしますか。

A: 転出側の教育委員会は、「様式1 拡大教科書給与対象者の転出について」に文部科学省の様式「標準教科用特定図書等需要票」を訂正(朱書き)したものを添付し、教育事務所を通じて県教育委員会に報告してください。また、転入先の教育委員会は、「様式2 拡大教科書給与対象者の転入について」に、文科省の様式「標準教科用特定図書等需要票」に追加・訂正を記入(朱書き)する。拡大教科書給与者がいなかった市町村については、新たに作成したものを添付し、教育事務所を通じて県教育委員会に報告してください。

転出・転入の期日により、手続き等が変わりますので、転校が分かった時点で、市町村教育委員会・教育事務所を通じて、県教育委員会特別支援教育課へ問合せください。

様式1

		令和	年	月	日
福島県教育委員会教育長					
() 教育委員会教育長					
教科用特定図書等(拡大教科書)給与対象者の転出について					
このことについて、下記のとおり報告します。					
記					
1	拡大教科書給与対象者氏名				
2	在籍学校名・学年				
3	転出年月日	年	月	日	
4	転出先学校名・住所				

- 備考 1 市町村教育委員会は、「別紙様式 通常学級用『標準教科用特定図書等需要票』」を訂正(朱書き)したものを添付する。
- 2 市町村教育委員会は、教育事務所を通して県教育委員会に報告する。

様式2

		令和	年	月	日
福島県教育委員会教育長					
() 教育委員会教育長					
教科用特定図書等(拡大教科書)給与対象者の転入について					
このことについて、下記のとおり報告します。					
記					
1	拡大教科書給与対象者氏名				
2	在籍学校名・学年				
3	転入年月日	年	月	日	
4	転入先学校名・住所				

- 備考 1 市町村教育委員会は、「別紙様式1 通常学級用『教科用特定図書等』需要数集計報告書」を追加・訂正(朱書き)または作成したものを添付する。
- 2 市町村教育委員会は、教育事務所を通して県教育委員会に報告する。

【福島県に供給実績のある「拡大教科書」「点字教科書」取扱発行者一覧】

発行者名	住 所	電 話 番 号
(株) 大活字	〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-3 富山房ビル6階	03-5282-4361
株式会社キューズ	〒160-0008 東京都新宿区三栄町25 Uビル3F	03-3358-1049
点友会	〒621-0833 京都府亀岡市東つつじヶ丘曙台 1-7-17	0771-22-5274
拡大写本郡山かわ ずの会	〒963-0201 郡山市大槻町西ノ宮27-6	024-945-8833
社会福祉法人 東京ヘレンケラー 協会 点字出版所	〒169-0072 東京都新宿区大久保3-14-4	03-3200-1310
にじの会	〒960-8165 福島市吉倉字八幡50-3	024-546-8317
社会福祉法人 視覚障害者支援総 合センター	〒167-0043 東京都杉並区上荻2-37-10 Keiビル	03-5310-5051
社会福祉法人 東京点字出版所	〒181-0013 東京都三鷹市下連雀 3-32-10	0422-48-2221
社会福祉法人 日本点字図書館	〒169-8586 東京都新宿区高田馬場 1-23-4	03-3209-0671
社会福祉法人 日本ライトハウス 点字情報技術セン ター東事業所	〒577-0061 東大阪市森河内西2丁目 14-34	06-6784-4414